

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り
の翌日)

規定により、昭和四十年年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をす
べき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。
昭和四十年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

- ◇ 告 示 昭和三十年年度に許可すべき保安林の立木の皆伐面積の限度
昭和三十年年度に許可すべき指定施業要件が定められてい
ない保安林の立木の皆伐面積の限度
昭和三十年年度に許可すべき保安林の立木の皆伐面積の限
度
農地法による買収令書の内容
鳥取県工業製品等流通統計調査要綱
二等陸士等の採用試験の実施
健康保険法による保険医の登録
土地収用法による土地細目の公表
公職選挙法による個人演説会の施設の指定の解除
参議院鳥取県選出議員選挙における立会演説会を開催す
べき市の単位等
参議院鳥取県選出議員選挙における立会演説会を開催す
る市の単位の区域
道路交通法による聴聞会の開催
昭和三十年年度鳥取県職員採用上級・中級試験の実施

告 示

鳥取県告示第二百九十八号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の三第三項の

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所	皆伐面積の限度	単位の区域名	備考
土砂流出防備保安林	八頭 若桜	〇・二二 ha	若桜	
"	" 智頭	三・二八	智頭	
"	" 船岡	〇・四八	船岡	
"	" 用瀬	一・五二	用瀬	
水源かん養保安林	米子市、西伯郡、日野郡のうち 溝口町及び江府町	三六六・六六	米子地区	
土砂流出防備保安林	西伯 大山	四・〇二	大山	
"	" 中山	〇・一〇	中山	
"	米子	〇・一〇	米子	
"	西伯 会見	一・三二	会見	
"	" 岸本	四・六六	岸本	
"	西伯	三・六二	西伯	
"	日野 溝口	四・一四	溝口	
"	江府	二・四四	江府	
干害防備保安林	西伯 大山 宮内ほか	一〇・五九	宮内・坊領	

鳥取県告示第二百九十九号

森林法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令(昭和三十七年農林省令第四十二号)第二項の規定により昭和四十年度における指定施業要件が定められていない保安林の立木の皆伐による伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所	皆伐面積の限度	単位数	区域名	備考
水源かん養保安林	鳥取市、気高郡、岩美郡、八頭郡のうち河原町及び郡家町	一八四・四九 ha		鳥取地区	
土砂流出防備保安林	岩美 岩美	七八・九七		岩美	
"	国府	五・八六		国府	
"	福部	〇・三〇		福部	
"	鳥取	四二・三六		鳥取	
干害防備保安林	干害防備保安林			気高 鹿野 末用	
"	倉吉			倉吉	
"	東伯			東伯	
"	関金			関金	
"	三朝			三朝	
土砂流出防備保安林	土砂流出防備保安林			東伯 東郷	
水源かん養保安林	水源かん養保安林			倉吉市及び東伯郡	
"	用瀬			用瀬	
"	赤波			赤波	
"	水口			水口	
"	池ノ内下平			池ノ内下平	
"	血見谷東平			血見谷東平	
"	明見谷東平			明見谷東平	
干害防備保安林	干害防備保安林			喜才谷山	
"	船岡 殿			船岡 殿	
土砂流出防備保安林	土砂流出防備保安林			八頭 河原	
"	郡家			郡家	
"	鳥取			鳥取	
"	高路			高路	
干害防備保安林	干害防備保安林			岩美 岩美 長谷	
"	鹿野			鹿野	
"	青谷			青谷	
"	気高			気高	

栗尾	〇・七六	〇・六六	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇三	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八
大原	〇・〇六	〇・〇四	〇・〇三	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八
東郷	〇・〇四	〇・〇三	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四
東伯	〇・〇三	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八
大谷	〇・〇三	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八
金屋	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八
野田	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八	〇・〇四	〇・〇八
倉坂	〇・〇三	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
日野郡うち日野町及び日南町	七七六・七一	日野地区																		
水源かん養保安林	〇・六四	日野																		
土砂流出防備保安林	二・〇四	日南																		

鳥取県告示第三百号
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百一號
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百一號
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百一號
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百一號
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の三第三項及一土地の表示等

境港	市	大字	柳田	一・一二〇	田	田	一反歩	八、二五〇円	住所不明	古木友太郎
渡	北神田	六三八	畑	畑	六畝一〇歩	四、〇九二円	住所不明	矢倉 寿太		
松才	六二五ノ一	畑	畑	五畝二五歩	三、五二〇円					

二 買収の期日

昭和四十年七月一日

三 対価の支払方法

同法第十二条第三項の規定により供託

鳥取県告示第三百二号

鳥取県工業製品等流通統計調査を次の要綱により行なうので、鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県工業製品等流通統計調査要綱

一 調査の目的

この調査は、鳥取県における製造業部門について、その生産のために使用する原材料等の購入先及び製造品等の出荷先について調査し、本県内及び県際間の物資の流通状況をは握し、県産業の構造の実態を明らかにするとともに、各種行政施策の運営を図る基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の期日及び対象年次

昭和四十年七月一日とし、過去一カ年の事業実績を調査するものとする。

三 調査の範囲

この調査は、製造業部門のうち、昭和三十九年十二月末日現在従業者十人以上の事業所について調査する。

四 調査の方法

イ この調査は、県が直接事業所に依頼し、事業主の自計申告による。

ロ この調査は、郵送調査とする。

五 調査事項

この調査は、次の事項について行なう。

イ 事業所名

ロ 事業所所在地

ハ 従業者数

ニ 運賃内訳

ホ 原材料・燃料等購入先内訳

ヘ 製造品等出荷先内訳

六 調査票の作成

調査票は、二部作成し、一部を県に提出し、一部を事業所の控えとする。

七 調査票提出期日

調査票に所要事項を記入し、昭和四十年七月三十一日までに県に提出する。

八 集計及び公表

この調査は、県で集計を行ない、集計完了後公表する。

鳥取県告示第三百三号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百七十七条第一項及び第百十八条の規定に基づき、昭和四十年度第二次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の日時及び場所を次のとおり定めたので、同令第百七十七条第一項の規定により告示する。

昭和四十年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所

昭和四十年六月 七日
午前九時から午後四時まで
鳥取市鍛冶町
自衛隊鳥取地方連絡部

昭和四十年七月 五日

昭和四十年八月十三日

昭和四十年六月十四日

昭和四十年七月十二日

昭和四十年八月十六日

昭和四十年六月十一日

昭和四十年七月 九日

昭和四十年八月十三日

倉吉市仲之町
自衛隊倉吉分駐所

米子市両三柳
自衛隊米子駐とん部隊

鳥取県告示第三百四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日

岡本 時彦 倉吉市福山一三五 鳥鹵二四六 昭和四十年五月十九日

鳥取県告示第三百五号

土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条の規定に基づき、建設大臣代理人建設省中国地方建設局長大塚全一から土地細目の公告の申請があつたので、同法第三十三条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

收用しようとする土地の所在、地番及び地目

- 岩美郡福部村大字細川字日北中谷上エ八二六ノ一 山林
- 字高浜 九二〇ノ五 畑 山林
- 九二〇ノ一六 山林
- 九二〇ノ一八 畑 山林
- 九二〇ノ二七 山林
- 九二〇ノ三五 山林
- 岩美町大字新井字惣座 二五四ノ二 畑田

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により倉吉市選挙管理委員会が個人演説会の施設として指定していた次の施設は、指定を解除した旨の報告があつた。

昭和四十年六月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治
 施設の名称 所在地
 有親館 倉吉市仲之町

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

昭和四十年七月四日執行の参議院鳥取県選出議員選挙における立会演説会を開催すべき市の単位及び町村を、次のとおり指定した。

昭和四十年六月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

一 立会演説会を開催すべき市の単位

- 鳥取市 三単位
- 米子市 三単位
- 倉吉市 二単位
- 境港市 一単位

二 立会演説会を開催する町村

- 岩美郡 国府町、岩美町
- 八頭郡 郡家町、河原町、用瀬町、八東町、若桜町、智頭町
- 気高郡 気高町、青谷町
- 東伯郡 東郷町、三朝町、関金町、大栄町、東伯町、赤碓町
- 西伯郡 西伯町、岸本町、淀江町、大山町、名和町
- 日野郡 日南町、日野町、江府町、溝口町

鳥取県選挙管理委員会第十五号

昭和四十年七月四日執行予定の参議院鳥取県選出議員選挙において、立

会演説会を開催する市の単位の区域を次のとおり定めた旨、それぞれの選挙管理委員会から報告があつた。

昭和四十年六月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

市名	単 位	区 域	
		第一単位	第二単位
鳥取市	第一単位	第一、第二、第三、第六、第七、第十、第十一の各投票区	
	第二単位	第四、第五、第八、第九、第十二、第十五、第十六、第十七、第四十、第四十一の各投票区	
	第三単位	第十三、第十四、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九の各投票区	
米子市	第一単位	彦名校区、崎津校区、大篠津校区、和田校区、弓ヶ浜校区	
	第二単位	就將校区、明道校区、義方校区、住吉校区、成実校区、尙徳校区、五千石校区	
	第三単位	啓成校区、車尾校区、福原校区、加茂校区、殿校区、春日校区	
倉吉市	第一単位	上灘校区、成徳校区、明倫校区、小鴨校区、上小鴨校区、社校区、北谷校区、高城校区、灘手校区	
	第二単位	河北校区、西郷校区	

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年六月一日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十年六月十日 午後一時から

鳥取市吉方 鳥取警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 鳥取市湖山町一三五八 自動車等運転者 山根淳一
- 2 鳥取市円護寺一三六 自動車等運転者 村尾福寿
- 3 鳥取市田島三〇〇の六 自動車等運転者 中山一収
- 4 鳥取市古海八一七 自動車等運転者 加藤真一
- 5 鳥取市吉方三二〇 自動車等運転者 森田治雄
- 6 鳥取市竹生二の二 自動車等運転者 前田孝寿
- 7 八頭郡八東町大字中九四 自動車等運転者 藤田英雄
- 8 八頭郡若桜町大字高野五五一 自動車等運転者 中尾繁延
- 9 八頭郡八東町大字北山七三の二 自動車等運転者 竹内朝明
- 10 八頭郡智頭町智頭五二五 自動車等運転者 中田音蔵
- 11 八頭郡智頭町智頭五七四 自動車等運転者 笹尾辰雄
- 12 岩美郡福部村海士五八五の一 自動車等運転者 中村春男
- 13 岩美郡福部村湯山四三の一 自動車等運転者 橋本春進
- 14 倉吉市上神八三五 自動車等運転者 秋藤定春

公 告

昭和40年度鳥取県職員採用上級・中級試験の実施について次のとおり公告する。

昭和40年6月1日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

1 試験の対象となる職

区 分	職 種	採用予定人員
上 級	行政職	若干人
	農業職	若干人
中 級	養 護 士	若干人

2 受験資格

(1) 男女の別を問いませんが、それぞれの試験区分については次の各号の一に該当する者が受験できます。ただし、栄養士については女子に限り、現に栄養士の資格を有する者又は昭和41年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者であることを必要とします。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)を昭和38年3月以降に卒業した者又は昭和41年3月31日までに卒業する見込みの者で、昭和10年4月2日以後に生まれた者
- (2) 学校教育法による短期大学を昭和38年3月以降に卒業した者で、昭和13年4月2日以後に生まれた者
- (3) 人事委員会が認定(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認められた者
- (4) (1)、(2)に掲げる者のほか昭和13年4月2日から昭和17年4月1日までに生まれた者(学歴を問いません。)

- (1) 学校教育法による短期大学を昭和38年3月以降に卒業した者又は昭和41年3月31日までに卒業する見込みの者で、昭和12年4月2日以後に生まれた者
- (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者
- (3) (1)、(2)に掲げる者のほか、昭和15年4月2日から昭和20年4月1日までに生まれた者

(上級)

職種	分野	野
行政	政治学, 社会政策, 行政学, 経済原論, 経済政策, 経済事情, 財政学, 法学概論, 憲法, 行政法, 民法	
農業	栽培学汎論, 作物学, 園芸学, 育苗遺伝学, 植物病理学, 昆虫学, 土壌肥科学, 植物生理学, 畜産一般, 農業経済一般	
林業	林業政策, 森林經理, 造林, 森林利用, 木材工藝, 林産製造, 森林工学	

(中級)

職種	分野	野
栄養士	栄養学, 食品学, 公衆衛生学, 食品衛生学, 栄養指導, 調理, 食糧経済, 社会福祉	

(2) 試験日及び試験地

昭和40年7月25日(日)に鳥取市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際お知らせします。

(3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法 教養試験、専門試験の成績を統合して試験区分ごとに高点順に合格者を決定します。ただし、教養試験、専門試験のうち、いずれか一方が一定の合格の基準に達しない者は、不合格となります。

イ 発表 昭和40年8月7日(土)に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方法

(2) 次の各号の一に該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者
- ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方法

上級試験については教養試験と専門試験を大学卒業程度において、中級試験については教養試験と専門試験を短期大学卒業程度において行ないます。

ア 教養試験 試験区分にかかわらず、公務員として必要な一般知能(判断推理・数的処理・文章理解・資料解釈等の能力)及び教養(社会・人文・自然等の知識)について、択一式により行ないます。

イ 専門試験 各職種に応じた専門的知識及び能力を有するかどうかについて、択一式及び記述式により行ないます。なお、専門試験は、それぞれ次の分野から出題されます。

7 口述試験 主として人物について集団討論及び個別面接による試験を行ないます。なお、集団討論は、上級行政のみ行ない、数名程度の受験者が1組になって、与えられた課題について自由に討論する形式です。

1 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

ウ 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

(2) 試験日及び試験地

昭和40年8月中旬に鳥取市において行ないますが、第1次試験合格者に通知します。

5 最終合格者の発表

昭和40年8月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

6 合格から採用まで

(1) 合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登録されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、合格者の全部が必ず採用されるとは限りません。

(2) 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間です。

(3) 給与は原則として、次表の給料月額及び初任給調整手当を支給されますが、経歴年数のある者は、その経歴年数に応じてそれ以上になり、その後毎年1回定期に昇給します。そのほか手当として、扶養手当(扶養家族1人につき600円又は400円)、期末・勤勉手当

(給料・扶養手当の約4.2月分)等が支給されます。

区 分	採用時給料		採用後		初任給調整手当
	採用時	採用後	採用後	採用後	
上 級	行政職員 18,580円	19,610円	20,650円	1,000円	1,000円
中 級	行政職員 16,000円	16,720円	17,650円		

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「採用試験申込用紙請求」と朱書き、あて先を明記して、10円切手をはった返信用封筒を同封してください。

(2) 申込み

申込用紙に必要な事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受け取ってください。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所、氏名を記入し、5円切手をはってください。

(3) 受付期間

昭和40年6月14日(月)から昭和40年7月5日(月)午後5時まで。郵送の場合は、昭和40年7月5日(月)午後5時までの着信のものに限ります。

8 その他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。